

中国人団体観光客受入促進助成事業について

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会では、松山・上海便を利用した中国からの訪日団体旅行について、次のとおり助成を行いますのでご活用ください。

1 助成対象となる団体旅行

次の条件を全て満たす団体旅行が対象となります。

- (1) 日本国籍を有しない者を対象とするものであること。
- (2) 松山・上海便を片道または往復利用すること。
- (3) 愛媛県内に1泊以上すること。
- (4) 参加人数が10名以上であること（添乗員を含む）。但し、国、地方公共団体等から支給される旅費により旅行する者は除く。
- (5) 愛媛県内で2か所以上の観光地を訪問すること。
- (6) 道路運送業の許可を有するバス会社等の車輛を借上げること。

2 助成金の額

松山・上海便を往復利用する場合は、1日分の交通費（車輛借上代、駐車場代及び高速道路代の合計額。以下同じ。）を助成します。

松山・上海便を片道利用する場合は、一般の訪日団体旅行にあつては1日分の交通費の2分の1の額を、修学旅行にあつては、1日分の車輛借上代をそれぞれ助成します。

3 助成金の申請手続き

(1) 助成金の申請

訪日団体旅行の出発日の14日前までに、次の書類を事務局へ提出してください。

- 助成金交付申請書（様式第1号）
- 参加者予定名簿
- 旅行予定表
- 車輛借上見積書など対象経費の根拠となる書類

(2) 訪日団体旅行の催行（領収書など対象経費の根拠となる書類を保管するようにして下さい。）

(3) 請求及び実績報告

訪日団体旅行が終了したら、次の書類を事務局へ送付し、助成金を請求します。

- 助成金実績報告書（様式第2号）
- 参加者名簿
- 旅行日程表
- ホテルの領収書など県内宿泊を証する書類
- 車輛借上代、駐車場代及び高速道路代を証する書類
- 助成金交付請求書（様式第3号）

(4) 助成金の支払い

4 注意事項

予算枠を超過した場合は、助成金の交付を終了します。

5 事務局（問合せ先、書類送付先）

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会事務局

（住所） 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 観光国際局 国際交流課 国際観光係（担当：安岡、富谷）

（電話） 089-912-2311

（FAX） 089-921-5931